

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定

マルチチップ集積回路に対する無税待遇の付与に関する協定

半導体に関する政府及び当局の間の会合の構成者である欧州共同体（同会合においては、欧州委員会により代表される。）、日本国、大韓民国、アメリカ合衆国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域は、マルチチップ集積回路に対し無税待遇を付与することに関して同会合の構成者の間に一致した見解が存在することを想起し、次のとおり協定した。

(1) この協定の適用上、

- (a) 「マルチチップ集積回路」とは、実用上不可分の状態に組み合わされた二以上の相互に接続されたモノリシック集積回路（一又は二以上の絶縁基板上にあるか否かを問わない。）から成るものをいい、リードフレームを有するか否かを問わず、また、その他の能動回路素子又は受動回路素子を含まないものに限る。

- (b) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）の附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであつて、締約者によりそれぞれ

れの国内法令又は内部の法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(c) 「締約者」とは、この協定の寄託者（以下「寄託者」という。）に対しこの協定の受諾書を寄託した半導体に関する政府及び当局の間の会合の構成者又は世界貿易機関の加盟国をいう。

(d) この協定において用いられる用語であつて、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）においても用いられているものは、世界貿易機関設立協定における用語の意味と同一の意味を有する。

(2) この協定は、マルチチップ集積回路が統一システムのいずれの番号の下に分類されるかを問わず、すべてのマルチチップ集積回路について適用する。

(3) 各締約者は、最恵国待遇の原則に基づき、マルチチップ集積回路に対して適用するすべての関税その他の租税及び課徴金（千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二条1(b)に規定するものに限る。以下同じ。）の率を次の手続に従つて無税とする。

(a) 各締約者は、世界貿易機関の主催の下での関税の引下げに関する多数国間の合意につき、それが十分な水準のマルチチップ集積回路の国際的な貿易を対象としていとすべての締約者が認める時まで、マ

ルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする。

- (b) 各締約者は、(a)に規定する時に又は(a)に規定する時が二千年十二月三十一日前の場合には二千年一月一日に、マルチチップ集積回路に対するすべての関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする譲許を行う。

- (c) すべての締約者は、(a)に規定する関税の引下げに関する多数国間の合意がマルチチップ集積回路の国際的な貿易の九十パーセントを対象とするものとなるよう世界貿易機関の他の加盟国と協力することに合意する。

- (4)(a) 各締約者は、この協定の受諾の際に、それぞれの関税率表においてマルチチップ集積回路が分類される項の一覧表を寄託者に提出する。各締約者は、その後、当初の一覧表に含まれていない項にマルチチップ集積回路を分類する場合には、修正された一覧表を速やかに寄託者に提出する。

- (b) いずれの締約者も、他の締約者の一覧表が不完全であると認める場合には、いつでも当該一覧表の修正を要請することができる。この場合には、要請を受けた締約者は、必要に応じすべての修正を完了するよう、要請を行った締約者と誠実に協議し、及び協力する。修正された一覧表は、寄託者に提出され

る。

(c) 寄託者は、提出された一覧表（その修正を含む。）をすべての締約者に送付する。

(5) 各締約者は、この協定に基づき、マルチチップ集積回路に対して適用する関税その他の租税及び課徴金の自主的な自由化を行った場合においても、世界貿易機関の主催の下での関税の引下げに関する多数国間の合意における譲許の全体的な均衡の一部として、マルチチップ集積回路に対する関税を無税とする譲許を考慮することができる。

(6) (3)の規定が適用される場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定の下での締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

(7) (a) 半導体に関する政府及び当局の間の会合の構成者である締約者は、寄託者が同会合の四の構成者からこの協定の受諾書を受領した後、この協定の効力発生の日について合意する。

(b) この協定は、世界貿易機関の加盟国による受諾のために開放しておく。この協定が効力を生じた後に行われる受諾については、寄託者がこの協定の受諾書を受領した日に効力を生ずる。寄託者は、この協定の受諾書を受領したときは、すべての締約者に通報する。

(c) 締約者がこの協定を改正することに合意する場合には、(a)及び(b)の規定は、当該改正について準用する。

(8) この協定は、すべての締約者が(3)の規定に従ってマルチチップ集積回路に対するすべての関税その他の租税及び課徴金の率を無税とする譲許を行った時に終了する。

(9) 英語によるこの協定の原本及びこの協定の受諾書は、欧州連合閣僚理事会事務総長に寄託される。

以上の証拠として、私は、欧州共同体を代表し、及びこの協定の寄託者である欧州連合閣僚理事会事務総長に代わって、以上が半導体に関する政府及び当局の間の会合の五の構成者すべてにより採択された真正な本文であり、欧州連合閣僚理事会事務局に寄託された原本一通の真正な謄本であることを証明する。

二千五年十一月二十八日にブリュッセルで作成した。

欧州連合閣僚理事会事務総長のために

総局長 R・クーパー